

★非課税期間が終了するファンドをロールオーバーする（非課税枠へ移す） 予定のお客さま

[取引①]

NISAを利用して投資信託を購入する場合で、申込日が2021年、受渡日が2022年となる場合

⇒ ロールオーバーが優先され、2022年の非課税枠を利用することになりますので、非課税枠を超過する申込分については、課税口座での購入となります。

【事例】

取引内容：投資信託 100万円の購入（NISAを利用）

申込日：2021年12月29日、約定日：2021年12月30日

受渡日：2022年1月4日、ロールオーバーするファンドの評価額：110万円

⇒ 上記事例の場合、**ロールオーバー分の評価額 110万円分について、2022年の非課税枠を利用する利用することになるため**、購入する予定であった投資信託 100万円のうち 10万円が非課税となり、90万円分が課税口座での購入となります。

なお、複数のファンド購入により非課税枠を超過する場合、注文順に非課税枠を利用し、超過分は課税口座での購入となります。